

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の傍聴に関する定め

平成30年7月10日

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会決定

(趣旨)

第1条 この定めは、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、出席委員の過半数が特に必要と認めたときは、当該会議に係る定員を変更することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず傍聴を制限することができる。

(傍聴の事前周知)

第3条 委員長は、会議を開催するときは、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他の必要な事項を羽村市社会福祉協議会のホームページ、掲示版等を利用し事前に市民に周知するなど、市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続)

第4条 前条の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員長が定める場所において、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会傍聴受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名及び連絡先を記入し、委員長に申し出なければならない。

2 委員長は、前項の申出を受けたときは、先着順により当該会議に係る傍聴の可否を決定するものとする。

(傍聴席の指定)

第5条 前条の規定により傍聴を決定した者（以下「傍聴人」という。）は、委員長が指定する場所（以下「傍聴席」という。）に着席し傍聴しなければならない。

(会議場への入場制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議を妨害し、又は人に危害を加えるおそれがあると認められる物を携帯している者
- (3) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 傍聴において知り得た情報により、委員会若しくは委員を中傷するような行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の通信機器を持ち込むときは、当該機器の電源切断又はマナーモード

設定にし、通信機器を使用しないこと。

(7) 帽子、腕章、鉢巻き等の着用又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、当該会議に係る写真等の撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得たときは、この限りではない。

(違反者に対する措置)

第9条 委員長は、前2条に規定する事項を守らない者があるときは、これを制止し、なお、これに従わないときは、当該傍聴人に対し退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場をしなければならない。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聞き、その都度定めるものとする。

付 則

1 この定めは、平成30年7月10日から施行する。

2 この定めは、第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の答申があった日をもって、その効力を失う。

別記様式（第4条関係）

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会傍聴受付簿

会議：第 回（平成 年 月 日）

氏 名	住 所	連絡先（電話）	備考

【個人情報の取扱いについて】

会議の傍聴に伴いご提供いただく個人情報は、法令及び当協議会の個人情報保護規程に基づき、適正に管理するとともに、他の目的に使用いたしません。

第五次羽村市地域福祉活動計画策定委員会